

### みやざきアートセンターの指定管理者候補者の選定について

みやざきアートセンターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 29 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

#### 1. 指定管理者候補者の概要

##### (1) 団体の名称

みやざき文化村

<代表構成員> 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

<構成員> 特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

##### (2) 代表者名

<代表構成員> 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

理事長 石田 達也

<構成員> 特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

代表理事 片野坂 千鶴子

##### (3) 主たる事務所の所在地

<代表構成員> 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

宮崎市橋通東三丁目 1 番 1 1 号

<構成員> 特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

宮崎市江平西一丁目 5 番 1 1 号 江平ビル 105 号

##### (4) 設立年月日

<代表構成員> 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

平成 12 年 10 月 10 日

<構成員> 特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

平成 12 年 9 月 25 日

##### (5) 設立目的

<代表構成員> 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

文化事業の開催等を通して、宮崎県民の生活文化・芸術に対する意識の向上と定着を図ると共に、県内のボランティア団体のネットワークを構築し、明るく豊かで楽しい社会生活を実現することを目的とする。

<構成員> 特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し、地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げることが目的とする。

## (6) 事業概要

<代表構成員> 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

- ① 映画上映会、講演会、音楽会、演劇活動等の文化活動の企画・運営、コーディネート事業
- ② 市民活動及び、コミュニティ・ビジネスの活性化に関する企画・運営、コーディネート事業
- ③ ボランティア活動のネットワーク化に関する調査・研究・コーディネート・広報・啓発事業
- ④ 出版事業と IT を活用した情報発信
- ⑤ 多目的ホールの運営による場の提供
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

<構成員> 特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

- ① 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- ② 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- ③ 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- ④ 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- ⑤ 子育てに関する支援事業
- ⑥ 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- ⑦ その他、この法人の目的達成のために必要な事業

## (7) 資本金又は基本財産 (平成29年3月31日現在)

<代表構成員> 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

資産の総額 59,533,560円

<構成員> 特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

資産の総額 32,810,751円

## (8) 従業員数 (平成29年5月23日現在)

<代表構成員> 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗 41人

<構成員> 特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター 56人

## 2. 指定期間 (予定)

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで (5年間)

### 3. 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

- ① 施設名  
みやざきアートセンター
- ② 所在地  
宮崎市橘通西3丁目3番27号
- ③ 施設規模等  
敷地面積 約1,600平方メートル  
延べ床面積 約2,850平方メートル  
(鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階のうち3階～5階、6階の一部)

#### (2) 業務概要

- ① 事業の運営に関する業務
- ② 施設の貸出に関する業務
- ③ 利用料金に関する業務
- ④ 施設の管理運営に関して市が必要と認める業務
- ⑤ 施設の維持管理に関する業務
- ⑥ その他業務への取組み
- ⑦ 上記のほか、みやざきアートセンターの設置目的を達成するための業務で市長が必要と認めたもの

#### (3) 現在の管理方法

指定管理者 みやざき文化村（平成25年4月1日から平成30年3月31日まで）

### 4. 事業計画の概要

#### (1) 市民の平等な利用の確保について

- ① 管理運営にあたっての基本方針
  - ・多くの市民が「文化」に触れる⇒学ぶ⇒創造するという「機会」を提供し、宮崎市民の文化に対する意識の醸成を図る。
  - ・中心市街地活性化に寄与する施設として、他の団体や機関との「協働」を念頭に、多世代の交流を図る。
  - ・市民に平等かつ利便性の高いサービスを提供し、また来たいと思える施設にする。
  - ・教育普及活動の充実、他文化施設との差別化を意識した生涯学習支援等を行う。
  - ・市民・専門家・地元事業者との連携により、運営技術の向上と新たな発展を図る。
- ② 要望、意見、苦情への対応
  - ・ニュースレターやホームページで、利用者の「生の声」や、スタッフによる返答を掲載し「意見が届いている」と実感してもらえる取り組みを実施する。
  - ・市民、有識者で構成する運営評価委員会の設置、アンケートの実施により、改善策を検討する。

## (2) 施設の設置目的を最も効果的に達成することについて

### ① 利用者サービスの向上、利用者増について

- ・市民に対して文化芸術に関するスキルを身につける機会を提供するため、ワークショップや定期講座等を開催し、スタッフが専門技術を活かしてサポートしていく。
- ・「地域」や「市民」を主役とした企画や、アンケート集計結果を反映した企画づくりに努め、商店街店舗と連携を図ったイベントにより相互のメリットを創出するなど、市民がみやざきアートセンターとのつながりや意義を感じる連携体制を構築する。
- ・定期刊行物やITを活用した情報発信及び集約を図る。

### ② 施設の設置目的の理解について

- ・本市における文化芸術の振興とともに、まちなかでのコミュニティの再生を目指す。
- ・来館者を商店街の周遊に結びつける仕組みを提案し、商店街や地域と連携して橋通りを中心としたまちづくりにつなげる。
- ・最新のアートジャンルや地域性のある取り組みを全国でいち早く実現、提供していくことで宮崎市外からの利用者也呼び込み、まちなかへの集客の核を目指す。
- ・利用者が目的をもって、自らが創作・発表に携われるプログラムの充実を図る。
- ・子どもに対し、まちなかでの経験を提供する。

### ③ 施設の効用を最大限に発揮することについて

- ・主催事業においては、宮崎のオリジナリティ溢れる、他の類似施設とは異なる特色ある内容の企画を実施する。
- ・施設の機能を活かし、多様なジャンルの文化芸術を紹介していく。
- ・親子の触れ合いや、子どもの想像力や新たな芸術表現の育成など学校や家庭では体験できない内容のワークショップを実施する。
- ・学芸員による他の教育・福祉施設でのアウトリーチ活動を実施し、地域の特色を活かした文化事業を支援することで、地域の文化振興に貢献する。
- ・商店街の魅力を積極的に発信し、1階太陽の広場での季節に応じたイベント開催等を通して、地域活性化に貢献する。
- ・人材育成を目的に、地元作家の発掘や調査、発表の場を提供する。

## (3) 施設の管理に係る経費の縮減について

- ・共催者や協賛社を募ることで企画展等の事業収入を増やし、管理運営費における指定管理料の割合を減らす。
- ・全職員が業務ごとに標準的な仕事を遂行でき、互いにフォローできるような業務のマルチ化を図り、業務の効率化を目指す。
- ・必要最小限の人員配置により、イベント等の繁忙期には、アルバイトの雇用やボランティアを募り効率的な運営に努める。
- ・省エネの徹底化を図る。空調温度設定の徹底、照明器具の節約、LED化等の対策により経費節減に努める。
- ・消耗品等の購入の必要性を伺い書類により吟味し検討する。

#### (4) 施設管理を安定して行うことについて

##### ① 人的体制の確保

- ・来館者の要望への適切な対応を実現するため、正職員による責任ある運営と、パート・アルバイトによる十分なサポート体制を整備する。
- ・企画展等の企画・立案・実施の経験や各分野の専門知識を有したスタッフ（博物館学芸員有資格者・保育士有資格者）による、魅力的な文化芸術事業を実施する。
- ・労働基準法等の関係法令を遵守し、労働環境に十分配慮する。
- ・配置計画

|          |              |
|----------|--------------|
| 全体統括者    | 1名           |
| 経理責任者    | 1名           |
| センター長    | 1名           |
| マネージャー   | 1名           |
| 総務スタッフ   | 7名（うちパート2名）  |
| 学芸スタッフ   | 3名           |
| 教育普及スタッフ | 3名（うちパート1名）  |
| 設備管理スタッフ | 4名（うちパート1名）  |
|          | 21名（うちパート4名） |

##### ② 職員の能力の育成

- ・接遇研修等により、来館者にわかりやすく適切な案内ができる能力を高め、運営の基本知識等を身につける。

基本研修・・・年1回

アルバイト・ボランティア・・・随時

- ・専門知識研修により、主催事業開催等に必要とする知識等を身につける。

他の文化施設研修

企画・立案・設備機材・教育普及等に関する研修

企画展のための勉強会

} 年数回

##### ③ 市との連携

- ・担当課に対して、日常の管理運営状況、利用状況等を定期的に報告するとともに、必要に応じて提案、相談を密に行う。

即時・・・事故発生等の緊急時等

随時・・・苦情、アクシデント等の記録

週1回・・・利用者数、利用者の声等の集約等

月1回・・・翌月度の計画・作業工程、当月の実績報告等

年1回・・・年間事業報告、決算報告、翌年度事業計画等

- ・市が実施する各種研修会、講演会等に積極的に参加し、市の施策に即応した管理運営の実現を目指す。

④ 実績について

- ・年間目標利用者数 11 万人を上回る実績を上げている。

(5) 安全管理について

- ・自然災害等に対しては、危機管理マニュアルにより市・警察・消防との連絡体制の構築を図り速やかな対応を目指す。
- ・緊急時や事故が発生した場合には来館者の安全確保を最優先し、原因を調査、再発防止に向けての取り組みを市へ報告する。
- ・年 2 回の避難訓練、年 1 回の A E D 研修を実施する。
- ・設備等の安全点検、子どもの遊具等の消毒等を定期的 to 実施し、不審者への対策を講じるなどにより、通常の利用の安全を確保する。

(6) 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組について

① 環境保護

- ・省エネルギー、ゴミ減量化等環境負荷のかからない運営に努める。
- ・市が推進する 5 R の精神に基づく様々な取り組みに積極的に協力する。

② 障がい者の就労支援

- ・現在、身体障がい者を雇用しているとともに、障がい者就労支援を行う団体と連携し、企画展と連動したイベントによる障がい者就労支援を行っており、今後も継続する。

(7) 個人情報保護について

- ・個人情報保護規程を定めて適切に取り扱う。

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

■収入

(単位：千円)

| 項目             | 30年度    | 31年度    | 32年度    | 33年度    | 34年度    | 5カ年合計   |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 指定管理料          | 87,000  | 87,000  | 91,800  | 88,000  | 91,860  | 445,660 |
| 利用料金<br>(貸館)   | 700     | 700     | 700     | 700     | 700     | 3,500   |
| 事業収入<br>(主催事業) | 83,612  | 83,612  | 103,612 | 83,612  | 83,612  | 438,060 |
| その他            | 8,188   | 8,188   | 8,188   | 8,188   | 8,188   | 40,940  |
| 収入合計           | 179,500 | 179,500 | 204,300 | 180,500 | 184,360 | 928,160 |

■支出

(単位：千円)

| 項目                      | 30年度    | 31年度    | 32年度    | 33年度    | 34年度    | 5カ年合計   |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人件費                     | 60,416  | 60,416  | 60,416  | 60,416  | 62,865  | 304,529 |
| 事業費<br>(主催事業等)          | 88,600  | 88,600  | 111,600 | 88,100  | 89,600  | 466,500 |
| 維持管理費①<br>(修繕、光熱水費)     | 7,360   | 7,360   | 7,360   | 7,360   | 7,360   | 36,800  |
| 維持管理費②<br>(清掃、警備、設備点検等) | 4,934   | 4,934   | 4,934   | 4,934   | 4,934   | 24,670  |
| 事務費<br>(消耗品、印刷費、通信費等)   | 11,750  | 11,750  | 11,750  | 11,750  | 11,750  | 58,750  |
| その他                     | 6,440   | 6,440   | 8,240   | 7,940   | 7,851   | 36,911  |
| 支出合計                    | 179,500 | 179,500 | 204,300 | 180,500 | 184,360 | 928,160 |

(1) 前期指定管理料 (5ヶ年予定) : 452,389 千円 (1ヶ年平均 : 90,478 千円)

(2) 平成29年度指定管理料 (予定) : 88,549 千円

(3) 市が示した指定管理料上限額 : 445,660 千円 (1ヶ年平均 : 89,132 千円)

(4) 今回の指定管理者候補者が示した指定管理料 : 445,660 千円 (1ヶ年平均 : 89,132 千円)

前期指定管理料との比較 (4)-(1) : ▲6,729 千円 (1ヶ年平均 : ▲1,346 千円)

※ 上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画 (指定管理料を含む。) は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

■参考

平成28年度管理運営費収支決算

〔収入〕計 235,502千円

|         |           |            |         |
|---------|-----------|------------|---------|
| ・指定管理料  | 88,391千円  | ・利用料金 (貸館) | 772千円   |
| ・主催事業収入 | 143,408千円 | ・その他の収入    | 2,931千円 |

〔支出〕計 235,502千円

|                       |          |                  |           |
|-----------------------|----------|------------------|-----------|
| ・人件費                  | 57,461千円 | ・事業費             | 148,360千円 |
| ・維持管理費① (修繕、光熱水費)     | 6,450千円  |                  |           |
| ・維持管理費② (清掃、警備、設備点検等) | 5,098千円  |                  |           |
| ・事務費                  | 7,543千円  | ・その他 (消費税、一般管理費) | 10,590千円  |

※ 上記は、指定管理者からの事業報告に基づき、指定管理者候補者が示した収支計画の項目に再配分したものです。

【平成28年度事業実績（主なもの）】

| 事業名                        | 実施期間         | 来館者数<br>(人) |
|----------------------------|--------------|-------------|
| ビートたけしのアートが100点！アートたけし展    | 4/29 ~ 6/5   | 15,036      |
| チームラボアイランド 踊る美術館と、学ぶ未来の遊園地 | 7/23 ~ 8/28  | 65,266      |
| 神の手・ニッポン展                  | 9/10 ~ 10/10 | 13,112      |
| 生頼範義展Ⅲ THE LAST ODYSSEY    | 12/3 ~ 1/15  | 7,894       |
| ワンダーアートスペース                | 2/18~3/5     | 1,465       |
| 富永ボンド展 in みやざきアートセンター      | 2/18~3/5     | 1,628       |
| まちなかアートスタジオ 21 講座          | 通年           | —           |

6. 選定結果の概要

(1) 公募の概況

① 応募団体

2 団体

② 募集日程

|                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 第1回選定委員会（募集方法等の審議）     | 平成29年 7月 6日       |
| 要項及び申請書類様式の配布          | 平成29年 7月21日～      |
| 指定管理者募集に係る合同説明会        | 平成29年 7月25日       |
| 施設視察会・現地説明会            | 平成29年 8月 2日       |
| 質問の受付（第1次）             | 平成29年 8月 7日～8月10日 |
| 質問の回答（第1次）             | 平成29年 8月18日       |
| 指定管理者応募意志表示書等の受付締切     | 平成29年 8月25日       |
| 質問の受付（第2次）             | 平成29年 8月28日～9月 1日 |
| 質問の回答（第2次）             | 平成29年 9月 8日       |
| 指定管理者指定申請書等の受付締切       | 平成29年 9月25日       |
| 第2回選定委員会（プレゼンテーション・審査） | 平成29年10月10日       |



(2) 宮崎市地域振興部文化・市民活動課所管文化施設指定管理者候補者選定委員会  
委員名簿（敬称略）

|     | 役 職 等                           |
|-----|---------------------------------|
| 会 長 | 宮崎市地域振興部長                       |
| 委 員 | 宮崎大学教授                          |
| 〃   | 宮崎公立大学准教授                       |
| 〃   | 宮崎市芸術文化連盟理事                     |
| 〃   | 宮崎市観光商工部商工戦略局<br>商業労政課まちなか活性化室長 |
| 〃   | 宮崎市教育委員会生涯学習課長補佐                |

(3) 選定の概況

ア 選定理由

【選定基準】

宮崎市地域振興部文化・市民活動課所管文化施設指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの応募書類及びヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

【評価された点】

- ① 施設の設置目的や指定管理者制度の趣旨を理解し、まちなかへの集客等を多く見込める事業など、数多くの主催事業等が提案されている。
- ② スタッフの層の厚さが感じられる。
- ③ アウトリーチ事業など、今後の新しい展開も考えている。
- ④ 利用者サービス向上のための取り組みが具体的に示されている。

このようなことから、「みやざき文化村」が当該選定基準に最も適合していると認められたため、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

| 審査項目                                      | 満点<br>(配点×委員数)         | 候補者<br>みやざき<br>文化村 | 団体 A          |
|---|------------------------|--------------------|---------------|
| ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること  | 150                    | 113                | 86            |
| ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること    | 420                    | 307                | 208           |
| ③ 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること      | 120                    | 92                 | 60            |
| ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること | 390                    | 293                | 177           |
| ⑤ 安全管理に対する対応                              | 60                     | 42                 | 28            |
| ⑥ 労働福祉の状況                                 | 30                     | 21                 | 16            |
| ⑦ 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組状況               | 60                     | 39                 | 36            |
| 合 計                                       | 1230<br>(最低基準点)<br>738 | 907                | 611           |
| 選定委員会における多数決の結果                           |                        | 6                  | 0             |
| 【参考】提案金額                                  |                        | 千円<br>445,660      | 千円<br>443,000 |

※ 提案額がそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て、市議会議決により決定するものです。